



# 地域ささえあいミニデイサービス事業(島根県邑南町)

- 5名以上の高齢者が身近な集会所や自治会館、民家に定期的集まり、体操や趣味活動、園芸や健康づくり学習、交流会など自主的・主体的な介護予防活動を行うミニデイサービスのグループを支援。
- 平成19年度から実施。平成25年度5月現在 31グループ 458名 が登録・活動中。
- 開催は月2回3時間以上。
- 町が養成した健康サポートリーダーがメンバー登録し、グループの運動指導や運営を行っている。



## 【ねらい】

高齢になっても健康的で、地域でいきいきと意欲を持ち続けながら生活できる地域づくりをめざし、高齢者が自らの健康と生きがいづくりに理解を深め、地域の人とともに支え合いながら、健康づくり・認知症予防・交流など自主的な介護予防活動を行うことを援助し活動の推進を図る。

「受け手＝お客さん」や「担い手＝お世話係」といった区分はなく地域の皆さんが自主的に参加・運営することで見守りや支え合い、助け合うことのできる安心して暮らせる地域づくりをめざす。

## 町の支援

- ①活動費の助成(基準額：月2500円～人数額：1人100円/月)
- ②運動指導士の派遣、認知症予防講座
- ③交流会開催(情報提供、運営の相談)

〔財源：介護保険地域支援事業〕





## 地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	邑南町	
②人口（※1）	11,744人	(H25年4月末)
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上 40.6% 75歳以上 26.5%	(H25年4月末)
① 取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5名以上の高齢者が身近な集会所や自治会館、民家に定期的に集まり、体操や趣味活動、園芸や健康づくり学習、交流会など自主的・主体的な介護予防活動を行うミニデイサービスのグループを支援。</li> <li>・平成19年度から実施。平成25年度5月現在 31グループ 458名が登録・活動中。</li> <li>・開催は月2回3時間以上。</li> </ul>	
⑤取組の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が養成した健康サポートリーダーや認知症キャラバンメイトが、自主的に地域のグループに加わり、立ち上げの支援や運動指導・企画運営の補助をしている。</li> <li>・歩いて行ける身近な場所で開催することで参加しやすい。</li> <li>・活動の企画や運営が自主的に行われている。</li> <li>・近隣の高齢者同士の見守りが行われている。</li> </ul>	
⑥開始年度	平成19年度	
⑦取組のこれまでの経緯	平成24年度活動費の助成期間を要綱改正（立ち上げから5年間の助成期間の期限を廃止）	
⑧主な利用者と人数	町内在住の65歳以上高齢者 458名（(H25年4月末)	
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	邑南町（直営）	
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）		
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	介護保険地域支援事業委託金 H25年度事業費 1,227千円	
⑫取組の課題	代表者をはじめメンバーが高齢となりグループ活動の継続が困難となるグループがある。また、グループメンバーに新たな参加者が少なく固定化傾向がある。	
⑬今後の取組予定	グループの活動支援 ①活動費の助成 ②人材派遣 ③交流会等開催	
⑭その他		
⑮担当部署及び連絡先	福祉課（地域包括支援センター） 電話：0855-95-1115	

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



# 地域支援事業

## 地域ささえあいミニデイサービスの手引き

平成25年度版

地域で「健康と生きがいづくり」に取り組んでみませんか



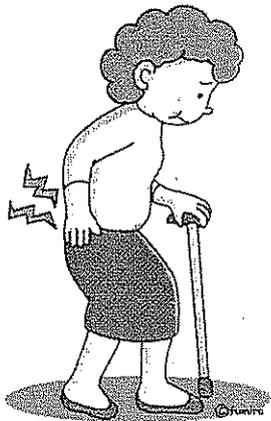
邑南町  
(福祉課)

## 地域ささえあいミニデイサービス事業の前に…

- ◎ 高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して暮らすためには、体力を維持することが大切です。
- ◎ そのためには、一人ひとりが身体や心の健康について理解を深め、体力づくりや健康管理をすることが必要です。
- ◎ しかし、高齢になると個人では、なかなか体力づくりのための運動やこころの健康を維持するための生きがい活動をすることが、徐々に難しくなってきます。
- ◎ そのため町では、自治会館、集会所、民家など気軽に出かけ集まりやすい場所に集まって、健康づくりと生きがい活動を、地域の皆さんが自主的にこなす「地域ささえあいミニデイサービス」の取組みを支援していくこととしました。
- ◎ 高齢者の皆さんはもとより、地域の皆さんが自主的に参加・運営されることにより見守りや支え合い、助け合うことのできる安心して暮らせる地域づくりができるはずです。



## ◎地域ささえあいミニデイサービス事業のねらい

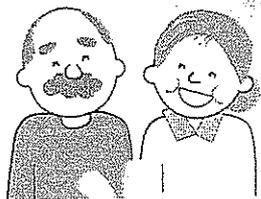


加齢にともない、だんだんと足腰が弱くなって身体状態が虚弱化して、閉じこもりがちになると、これまで普通にしていた日常の生活行為や近所づきあいができにくくなります。つまり、調理や更衣、入浴等は、元気な時であれば当たり前前にしていることですが、歩行や立位が長時間できなくな

るような体力や下肢筋力の低下、うつ傾向の状態がみられるようになると、外出することが「おっくう」になったり「たいぎ」になって、食事を簡単にすませたり、入浴、着替えの回数が減ることになります。

高齢であっても健康的で、生活に意欲がもてることは誰も願っていることです。

この事業は、みなさんが、自らの健康と生きがいづくりに理解を深め、地域の人とともに支え合いながら健康づくりや、認知症予防を目的とした自主的な介護予防活動を行い、地域でいきいきと生活が続けられるよう援助をすることを目的としています。



## ◎参加対象者はどんな人ですか？

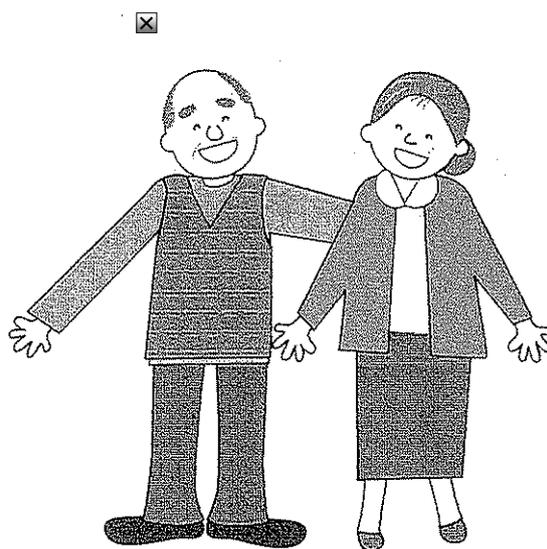
誰でも参加することはできます。ただし、補助の対象となる方は、原則65歳以上となっています。

65歳以下の方で3級ヘルパー、認知症キャラバンメイト、地域運動サポーター等の資格を持ち継続的な運営を支援される方々がある場合には構成員として登録することができます。

健康と生きがいづくりは、高齢者のみなさんが、自主的・主体的に取り組んでいただくことが大切です。ミニデイサービスでは「受け手＝お客さん」や「担い手＝お世話係」といった区別はなく、参加者みんなが活動する場となります。

## ◎どのような場所で何回くらい開催すればいいのでしょうか？

参加する高齢者のみなさんが集まりやすい場所として、集会所や自治会館・民家で開催されるものを対象とします。開催する回数は、月2回以上を定期的で開催して下さい。



## ◎ミニデイサービスではどんな活動をすればいいのでしょうか？

ミニデイサービスへ参加するという事は、いきいきと活動的な生活を維持、取り戻していただくことがねらいです。つまり、「もう歳だから」「おっくうだから」と身の回りのことや家庭内での役割、外出をしなくなることがありますが、このような不活発な生活を続けていると筋力や体力、意欲を低下させ、やがては寝たきりや認知症などを招いてしまいます。

ミニデイサービスでは体力づくりを基本にして、参加する方々の興味や関心のある内容を加えて、参加しやすく、幅広い活動ができるような計画を立ててみましょう。

## ◎体操やウォーキングは基本活動として毎回必要です。

運動として1時間程度、体を動かす内容を入れてみましょう。

ミニデイ立ち上げ後、2回のみ運動指導士の指導による体操を習うことができます。

(その他の活動内容の例)

趣味・特技を活かした活動 ——→ 歌、囲碁、ちぎり絵、パッチワーク等

世代間、地域の交流 ——→ 子ども会や老人会との交流会

地域や参加者の特性に合わせた活動 ——→ 花壇、野菜などの協働栽培

介護予防や健康づくり学習 ——→ 料理教室、健康チェック、頭の体操

## ◎視察や見学などで町のマイクロバスを利用する場合

利用回数：原則1年に1回、 利用範囲：邑南町内に限る

運転手賃金・燃料代：グループ負担

町のマイクロバスの運転手は町の指定がありますので担当者にご相談下さい。

## ◎助成金と参加費は？

基本的には、健康づくりを目的として、自主的な運営を継続することですから、活動に必要な、ボールやゴムバンド、ビデオテープ等の材料代や会場使用料は対象となります。おやつや弁当などの飲食費は助成の対象になりません。

(助成の基準額) グループの補助対象人数で区分します。

区 分	5~10人	11~20人	21人以上
基本月額	2,000円	2,500円	3,000円
人 数 額	登録者1人当たり100円/月		

例 5人の場合 月2,500円 年間で30,000円  
10人の場合 月3,000円 年間で36,000円  
15人の場合 月4,000円 年間で48,000円の補助となります。

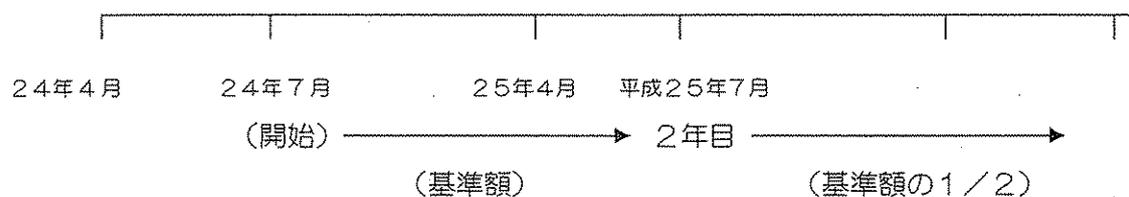
## (助成金の対象経費)

- 講師謝礼 地域の体操指導者、協力者に対する謝礼等
- 会場使用料 民家の借料、集会所等の地域が維持管理する施設の使用料
- 保険料 事業を行うにあたっての必要な保険料
- 材料代 運動や趣味活動に必要な用具、材料代等



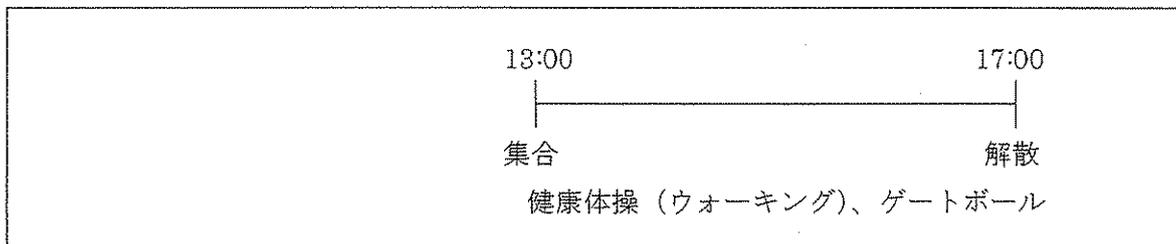
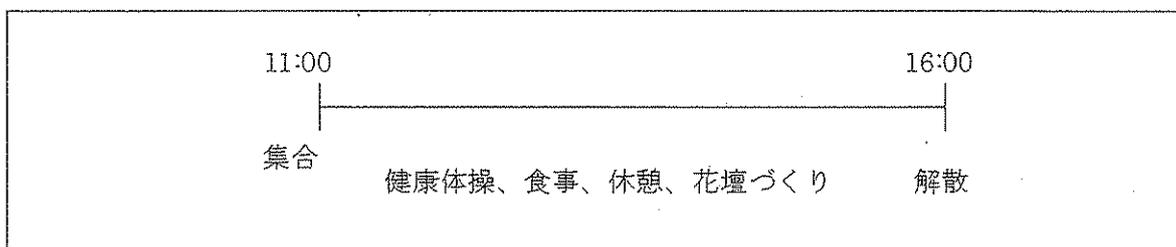
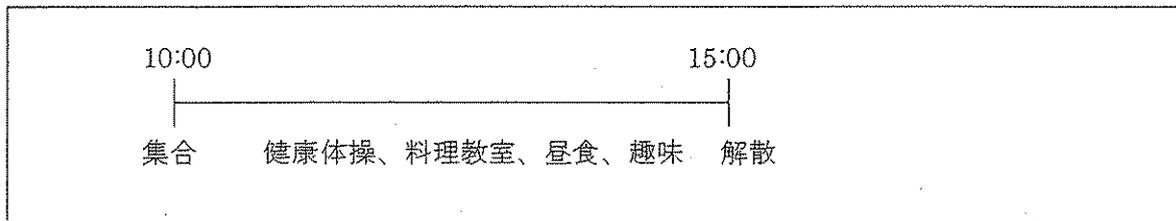
## (助成の期間)

地域での自主的な運営支援の目的で、2年目からは1/2の額を助成します。



## ミニデイサービスの活動事例

地域性や参加者、季節などを考え合わせてみましょう。



### 地域ささえあいミニデイサービスのお問い合わせ先

邑南町役場 福祉課 電話 95-1115 (IP 050-5207-3008)

羽須美支所 福祉係 電話 87-0223 (IP 050-5207-6500)

瑞穂支所 福祉係 電話 83-1121 (IP 050-5207-5000)

イラストは下記のサイトから利用しました。

<http://kids.wanpug.com/> 無料イラスト 子供や赤ちゃんのイラストわんパグ

<http://www.fumira.jp/index.htm> 子供と動物のイラスト屋さん

○邑南町地域ささえあいミニデイサービス事業運営費補助金交付要綱

平成19年3月30日  
告示第28号

(目的)

第1条 この事業は、高齢者が自発的、主体的に参加し、運営する介護予防活動で、民家や集会所等を利用して行う邑南町地域ささえあいミニデイサービス事業(以下「ミニデイ」という。)を実施する団体又はグループ(以下「団体等」という。)に対して運営費を補助することにより、地域における健康と生きがいづくり活動の推進を目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象は、概ね65歳以上の高齢者で構成し、次条に規定する活動を定期的に行う団体等とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、次の各号に該当する事項を実施するものとする。

- (1) 身体的な機能低下を予防するための運動
- (2) 認知症及び閉じこもりを予防するための活動
- (3) 栄養の改善のための活動
- (4) 趣味や特技を活かした活動、世代間交流等による生きがいづくり活動
- (5) その他、参加者及び地域の特性に合わせた活動

(補助の条件及び対象経費)

第4条 補助の条件及び対象経費は、次のとおりとする。

- (1) ミニデイの開催は、毎月2回以上とし1回の開催時間は3時間以上とする。
- (2) 対象とする経費は、謝礼、会場等の使用料、保険料、材料代などミニデイの運営に必要な経費とする。ただし、食材費は参加者負担とする。

(補助基準)

第5条 この事業を実施する団体等の補助基準は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の申請等は、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号)の定めに基づき行うものとし、補助金交付申請にあたっては、参加者登録名簿(様式第1号)及び年間実施計画書(様式第2号)を添付するものとする。

(報告の義務)

第7条 団体等は、ミニデイを開催する毎に事業報告書(様式第3号)を作成し、9月末及び3月末に町長に提出するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

邑南町地域ささえあいミニデイサービス運営費補助基準額

区分		5～10人	11人～20人	21人以上
基本額	月額(円)	2,000	2,500	3,000
登録者1人あたり加算額	月額(円)	100		

※1団体あたり補助額＝[基本額＋(加算額×登録者人数)]×月数  
様式第1号(第6条関係)





様式第2号(第6条関係)

年度 邑南町地域ささえあいミニデイサービス年間実施計画書

団体等名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

開催月	実施計画	事業費	負担区分			
			補助金	自己負担	受益者負担	その他
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1	<input checked="" type="checkbox"/>					
2						
3						

様式第3号(第7条関係)



様式第3号(第7条関係)

邑南町地域ささえあいミニデイサービス事業報告書

団体等名 \_\_\_\_\_ 記録者 \_\_\_\_\_

開催年月	年 月 日 曜日
開催時間	時 分～ 時 分
参加者数	
活動内容	
講師又は協力者名	
必要経費	
参加者の声又は感想	
<input type="checkbox"/>	

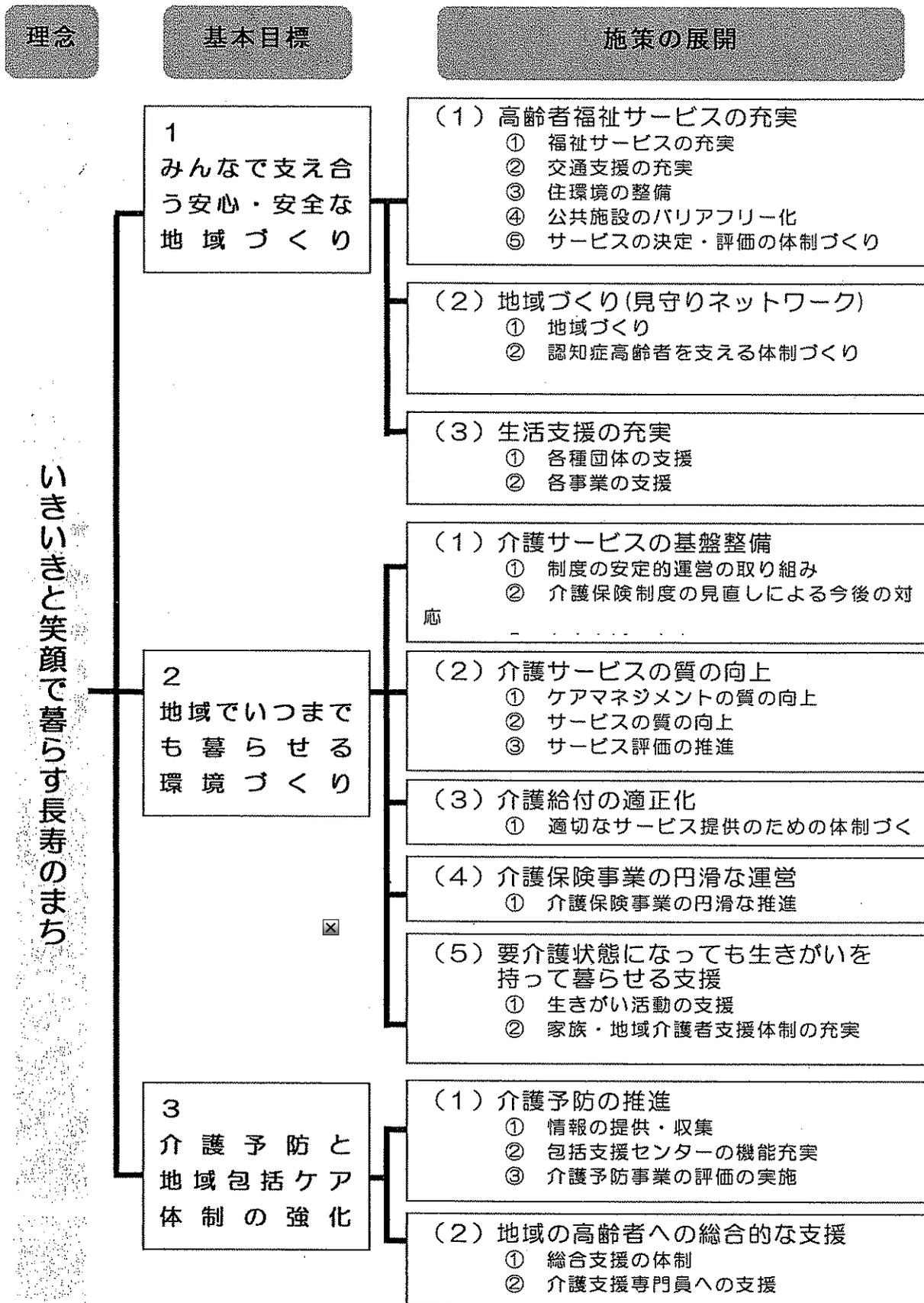


## 2 介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画

平成 21 年 3 月	介護保険事業計画	変更
平成 23 年 3 月	高齢者保健福祉計画	変更
平成 24 年 3 月	介護保険事業計画	変更



〈施策の体系〉



## 2-1 みんなで支え合う安心・安全な地域づくり

### (1) 高齢者福祉サービスの充実

#### ◆現状と課題◆

○介護保険制度が普及・充実し、公的サービスの質の向上・生活しやすい支援体制が整ってきました。その一方で地域での扶助が薄れかけています。現在、高齢化率が約40%に達し、今後平成27年には約45%（後期高齢者の人口に占める割合28%）になると推計されています。今後ますます1人暮らし・2人世帯の増加が見込まれます。できる限り住み慣れた地域で、緊急時でも安心安全に元気でいきいきと生活できるよう、福祉サービスをより充実させていくことが大切となってきます。

○交通手段は、通院・買い物等だけでなく、交流の場への活動参加を促します。色々な場に出かけやすい交通の体制整備が必要です。平成21年度から「邑南町生活交通検討委員会」において関係機関と連携し巡回バスの路線・体系の見直し等を検討しています。また、個人ニーズにあった交通体系の基盤づくりのために、地域で担い手となるNPO・ボランティア団体が活躍できるような体制づくりが必要です。

○今後、より福祉サービスを充実させるために、配食・福祉用具リサイクルの民間導入の検討やサービス体制の見直しをする必要があります。

○高齢者にとって、身体・経済・家庭状況に合った住環境を地域で整備する必要があります。

#### ◆今後の方向◆

##### ①福祉サービスの充実

項目	内容
緊急時体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報装置利用者への適正な設置・定期的な訪問を行い、<input checked="" type="checkbox"/>緊急時の正しい使い方を指導します。</li> <li>・ケーブルテレビによる見守りテレビの推進をします。</li> <li>・さらに安心・安全な地域づくりをめざし、近隣世帯はもとより、自治会・地区社協・民生児童委員・集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の人の協力を得て、高齢者世帯を支える体制づくりを進めます。</li> </ul>
食の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、自立への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。</li> <li>・今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を検討します。</li> <li>・町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します。</li> </ul>

項目	内容
自立した生活への支	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・精神面で虚弱な人・うつや閉じこもり傾向等生活支援の必要な人に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行います。</li> </ul>
生活をより行いやすくするための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で不要となった福祉用具の有効活用を図り、必要とする人が利用できるような体制整備を行います。</li> <li>・1人暮らしを支える日常生活用具を引き続き給付することを検討します。</li> <li>・1人暮らしの不安を考慮し、食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行うグループリビングがあります。既存の施設（グループリビング）活用方法を検討し、身近な交流の場として空家の利用や公民館・自治会館などを有効活用し、小グループで互いの生活を支え合う場を検討します。</li> </ul>

## ②交通支援の充実

項目	内容
交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの入らない地域に住む人を対象とした通院タクシー助成制度の継続、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体等民間サービスの導入も検討していきます。</li> </ul>
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 介護予防事業の推進を図り、利用しやすい外出支援の体制づくりを行います。</li> </ul>

### ③住環境の整備

項目	内容
住居の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活が継続できるよう支援していきます。</li> <li>・65歳以上1人暮らし・2人世帯の人で、在宅生活に不安がある人に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。</li> <li>・居宅で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。</li> <li>・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。</li> </ul>

### ④公共施設のバリアフリー化

項目	内容
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各公共施設や身近な集会所等が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設であるか（トイレ・段差・スロープ等）点検に努めます。</li> </ul>

### ⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

項目	内容
福祉サービスの決定・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に必要なサービスが提供できるようにするために調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービスを適切に提供していきます。</li> </ul>

## (2) 地域づくり（見守りネットワーク）

### ◆現状と課題◆

○以前は隣近所の見守り・助け合い（互助意識）、家族のつながり（自助意識）があり、田舎ならではの地域性がみられましたが、近年少しずつ希薄になってきています。また、高齢化や就労者の増加とともに、地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーも不在となり、地域をまとめていく人材が不足しているのも、地域力弱体化の原因と考えられます。

○高齢化の進展とともに、認知症・うつ・閉じこもり傾向の問題も深刻化しています。以前に比べると認知症に対する理解は少しずつ深まっていますが、家族だけで抱え込み、孤立してしまうケースもみられます。また、最近の傾向としてうつ・閉じこもりの問題もとりざたされており高齢者の自殺に結びつく可能性があると言われていいます。町民すべてが認知症・うつ・閉じこもり傾向を正しく理解し、地域全体で支えていくため、それらに対する理解を促進し、偏見を解消する意識啓発を行っていく必要があります。

○これまで行政主導の福祉活動を展開してきましたが、地域の福祉力を高め継続的な事業を展開していくには、自らの健康づくり・生きがいづくりの集（＝地域コミュニティ）を計画的に立ち上げ自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していく必要があります。

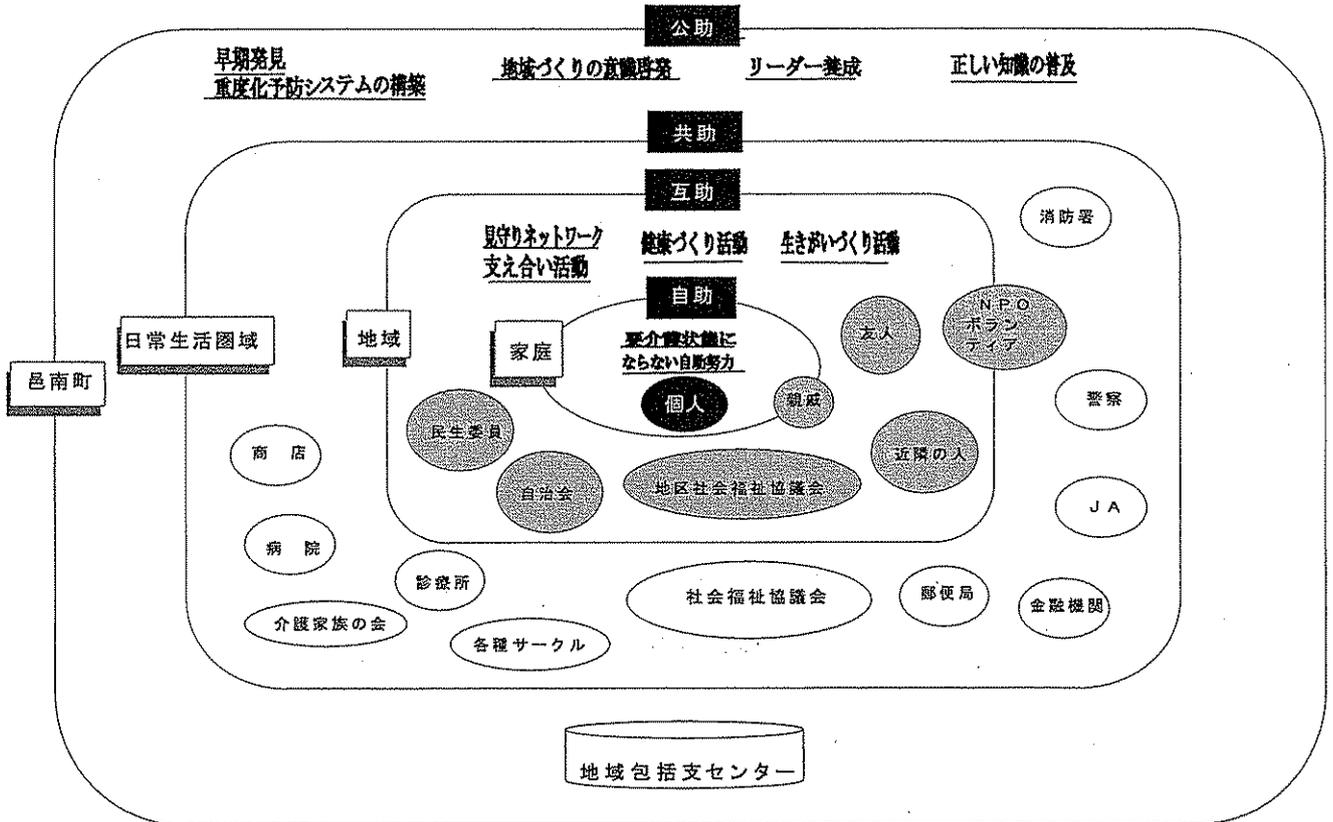
○地域コミュニティの担い手となるリーダーを養成し、地域全体で支援の必要な高齢者を支えていく見守りネットワークを構築していく必要があります。

### ◆今後の方向◆

#### ①地域づくり

項目	内容
地域づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していくため、生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携をとり、地域の体制づくりを推進します。</li> <li>・要介護状態になる前から、将来家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。</li> </ul>
活動の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。</li> </ul>
支え合いネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員や地域の情報をもとに、1人暮らし老人・高齢者夫婦世帯等状況を把握します。</li> <li>・社会福祉協議会・福祉活動専門員や地区社協の協力を得て、自治会・集落等身近な地域での見守りネットワークを構築していきます。</li> <li>・近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる「場づくり」を推進できるよう検討します。</li> </ul>

高齢者の支え合いネットワーク図（地域全体で個人を支えゆく）



②高齢者を支える体制づくり

項目	内容
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の必要な高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認知・うつ・閉じこもり・介護等についての理解を深めていきます。</li> <li>・ 高齢者になっても地域で暮らし続けられることができる地域づくりを推進し、出前講座等活用した学習会を自主的に開催できるよう支援します。</li> </ul>
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在各支所にある各種相談窓口をより周知するとともに、地域包括支援センターと連携をとり、認知・うつ・閉じこもり・介護等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。</li> <li>・ 民生児童委員・医療機関・地域の自治会と連携し情報収集を行います。</li> </ul>
個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚弱となつた高齢者には日常生活への支援が必要であり、また症状も個人差が大きいため、個別支援が必要となります。個別相談・指導の必要な人は地域包括支援センタースタッフや保健師が訪問し、状況把握を行った上で毎月の調整会議で検討し、それに基づいたサービス提供を行います。</li> </ul>
家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の必要な高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大きいことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ・情報交換・仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。</li> </ul>

項目	内容
本人と家族を支えるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の必要な高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけでは限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。ボランティアなど公的以外のサービス調整に努めます。</li> <li>・ *1 キャラバンメイト・*2 認知症サポーターの位置づけや役割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。</li> </ul>

- ※1 キャラバンメイト 自治体事務局等と協働して、地域や職域・学校などで認知症サポーターを育成したり、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、認知症に関する地域のリーダー役を担う立場の人。
- ※2 認知症サポーター 認知症になった人やその家族の応援者。認知症について正しい知識を持ち、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守り、日常生活の中で支援できることがあれば支援していく立場の人。

#### 数値目標

キャラバンメイト 現状 50人（平成22年度）

目標 100人（平成27年度）

認知症サポーター 現状 244人（平成22年度）

目標 サポーター400名養成（平成27年度）



### (3) 生活支援の充実

#### ◆現状と課題◆

- 町の中には、各種ボランティアグループ・老人クラブ・趣味のグループといった、色々なグループが存在しています。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、それを支える組織もありますが、現在はそれぞれが独自の取り組みにとどまっており、横の連携を一層強めていく取り組みが必要です。それぞれの活動がより効果的に展開され、地域での生活支援体制が構築されるため、連携づくり・ネットワークづくりが必要となります。
- 地域の高齢者が生きがいを感じることができる地域社会を築くため、社会参加・地域交流事業の整備・支援を推進するとともに、高齢者の有する知識や経験、伝統・文化を活かすような地域参加への取り組みや、多様な住民グループの養成・支援を地域と一体になった取り組みが必要です。
- 高齢者に日常生活ニーズ調査を活用して、地域住民が参加しやすい事業の検討や見直しを行います。

#### ◆今後の方向◆

##### ①各種団体の支援

項目	内容
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の活性化を図るため、町民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。</li> <li>・きらりおおなんいきいき活動事業を推進していきます。</li> </ul>
老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動ができにくい状況になっているので、各老人クラブ単位で、参加してみたいくなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。</li> </ul>
生きがいづくり自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、行政が相談やアドバイスを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。</li> </ul>

項目	内容
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生児童委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。</li> </ul>
社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会は地域における福祉活動の中心的な役割を担っており、行政と連携した住民参加型の地域福祉活動の推進が期待されています。民生委員の活動を支援する組織として、また一番身近な支え合いの単位である地区社会福祉協議会が、地域の福祉活動の母体となるよう位置づけ、各公民館・自治会と連携をとって地域づくりを推進していきます。</li> </ul>

## ②各事業の支援

項目	内容
生きがいづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を行います。</li> </ul>
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉ブロック・公民館単位に取り組まれている各事業に対し、虚弱な人を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない人があることから、対象者の把握と参加勧奨を積極的におこないます。</li> <li>地域性を生かし、誰もが参加しやすい内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援してまいります。</li> </ul>
社会参加の促進 ・シルバー人材センター — ・農業活動 ・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターを各地域に整備されたことにもない、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。</li> <li>平成19年度から定年を迎えたいわゆる団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に目を向ける働きかけを行うとともに、定年を迎えたとき、そのマンパワーが地域で活躍できる体制を整えます。</li> <li>農業は高齢者が生涯現役として活躍できる場です。自宅の農作業はもとより、集落営農等農業の場で、高齢者の持つ知識や、これまで培ってきた技術を発揮し、生きがいに結び付くよう支援体制を整えます。</li> <li>世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。</li> </ul>

## 2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

### (1) 介護サービスの基盤整備

#### ◆現状と課題◆

○介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的にスタートした介護保険制度は、平成24年度には13年目を迎えます。現在、邑南町では、総人口は減少するなかで前期高齢者率は減少し、後期高齢者率は増加しています。これから、団塊の世代が高齢期をむかえる時期となり、前期高齢者は増加し、後期高齢者では、要介護状態になるリスクが高まる80歳代の高齢者が増える傾向が続く見込みです。それに伴い制度から給付される費用も増大します。制度を適切に運用するためには必要性の高いところに給付の重点を置くことや要介護者を増やさない、重度化させない取り組みや給付の効率化が必要です。

○新たなサービスとして、地域密着型サービスが施行され徐々にサービスエリアを広げ利用者の登録が進んでいます。平成22年には介護療養型医療施設が介護老人保健施設に転換されました。また、養護老人ホームの外部サービスの利用者も増えています。このような変革のなかで、途切れることのないサービス提供体制をつくる必要があります。そのために介護保険制度や運営状況を、町民に周知し現状を理解し協力が得られるような対策を考えることも大切です。

○老朽化した施設の建て替えが決まり、平成24年度にはユニット型施設として整備されます。

○認定者数の動向を見ると、介護認定率は増加傾向にあります。認定者の内訳を介護別に見ると、重度者の割合は減少し、軽度者の割合が増加傾向にあることから、機能低下が重度化する前の段階での予防サービスの利用促進が浸透しつつあります。

#### 1. 総人口と高齢者人口(住民基本台帳から)

	総人口	高齢者合計	前期高齢者	後期高齢者	高齢化率	前期高齢者率	後期高齢者率	高齢者中の後期高齢者割合
H20/4月	12,616	4,982	1,786	3,196	39.5%	14.2%	25.3%	64.2%
H21/4月	12,409	4,955	1,752	3,203	39.9%	14.1%	25.8%	64.6%
H22/4月	12,223	4,907	1,703	3,204	40.1%	13.9%	26.2%	65.3%
H23/4月	12,016	4,758	1,580	3,178	39.5%	13.1%	26.4%	66.8%
H24/1月	11,915	4,725	1,593	3,132	39.6%	13.4%	26.2%	66.3%

#### 2. 認定者数(第2号保険者の認定者も含む)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定率
H20/4月	93	169	187	194	192	134	166	1,135	22.8%
H21/4月	91	159	194	187	209	121	180	1,141	23.0%
H22/4月	122	155	192	188	185	115	175	1,132	23.1%
H23/4月	144	132	195	205	163	102	160	1,101	23.1%
H24/1月	142	124	222	227	171	100	148	1,134	24.0%
	12.5%	10.9%	19.6%	20.0%	15.1%	8.8%	13.1%		

## ◆今後の方向◆

### ①制度の安定的運営の取り組み

項目	内容
介護保険資源の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。</li> <li>・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。</li> <li>・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。</li> </ul>

### ②介護保険制度の見直しによる今後の対応

項目	内容
広報活動による意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。</li> </ul>
制度改正に伴う円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を充実します。</li> <li>・認知症になっても安心して地域で暮らせる町づくりを目指し、認知症の知識の普及・啓発と早期発見・早期対応のシステムを確立していきます。また、権利擁護や高齢者虐待防止を普及啓発していきます。</li> <li>・養護老人ホームの外部サービス利用について、重度化した利用者に対して、速やかに適切なサービスにつながる体制づくりを検討します。</li> </ul>



### ③生活支援サービスの充実

項目	内容
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスと配食や定期的な安否確認等の生活支援サービスが、有機的に連携できるような仕組みづくりと、高齢者の状態や意向に沿える多様なサービスが提供できるよう、新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の体制整備に向けた検討をします。</li> </ul>

## (2) 介護サービスの質の向上

### ◆現状と課題◆

- ケアプランの中に公的サービスだけでなく公的外サービスも活用し、生活を重視した視点をもつことが大切です。作成されたケアプランの評価を行い、プランの質を高めるために平成 22 年度から事業所に出向きケアプラン点検を実施しています。
- サービス事業所では利用者の自立と介護予防に重点が置かれ、高齢者の自己実現が達成されるよう、質の高いサービス提供が求められます。邑南町では介護相談員を養成し施設や事業所へ派遣し、利用者からの直接的な相談の他にも、介護相談員の「気づき」が事業所のサービスの向上に繋がってきています。利用者の声をサービスに反映できるしくみとして、今後も相談員の活動の充実が求められます。
- サービスの質の向上には、積極的に外部評価を取り入れ質の向上に努めることが必要です。グループホームでは、これが義務化され外部評価が行われています。他の施設については自己評価を行っています。サービス利用者や家族から寄せられる苦情・相談に適切に対応し、利用者の誰もが満足できる質の高い介護サービスを受けられることが求められます。

#### 平成 22 年度介護相談員の活動状況

1. 介護相談員 6人 平成22年中新任介護相談員 2人増 派遣施設 8か所

相談延べ日数73日

2. 相談形式

(単位:人)

傾聴	22	
(再掲:要望・苦情)	3	
気づき	28	
話し相手	53	合計 73

3. 相談内容

制度や利用料に関すること	1	
設備や・職員の対応に関すること	14	
食事や嗜好品に関すること	8	
トイレ・排泄に関すること	6	
入浴や衛生に関すること	0	
健康やリハビリに関すること	1	
レクリエーションに関すること	6	
環境に関すること	0	
人間関係に関すること	10	
財産管理・権利に関すること	0	
その他	4	合計 50

4. 三者連絡会議 受入施設および介護相談員、事務局の連絡会を5施設で開催。

◆今後の方向◆

①ケアマネジメントの質の向上

項目	内容
介護支援専門員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。</li> </ul>

②サービスの質の向上

項目	内容
居宅サービス・施設サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や在宅における高齢者等の虐待防止を推進します。</li> <li>・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。</li> <li>・介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>

③サービス評価の推進

項目	内容
介護相談員の活動の促進と第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み状況を掲載し、啓発に努めます。</li> <li>・連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。</li> <li>・介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きかけます。</li> </ul>
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情・相談等の窓口を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。</li> </ul>



### (3) 介護給付の適正化

#### ◆現状と課題◆

○介護給付の適正化は、要介護認定の適正化とケアマネジメントの適切化、適正なサービス提供体制にあります。給付の動向を注視し、給付の内容を点検し検討する必要があります。必要な人に必要なサービスが提供され、介護状態が悪化しないプランを利用者に提供できるよう努めることが必要です。介護認定調査を受けた未利用者への指導、また、サービスの必要があるにも関わらず申請していない人の掘り起こしを行い、要介護状態が悪化しないようにする必要があります。

邑南町のサービス種別の給付費状況

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込	平成23年度見込/20年度
訪問介護	予 防	15,091	12,544	9,463	10,655	96.6%
	介 護	63,350	68,550	69,045	65,156	
小 計		78,441	81,094	78,508	75,811	
訪問入浴	予 防	0	0	0	0	119.5%
	介 護	256	696	113	306	
小 計		256	696	113	306	
訪問看護	予 防	2,514	1,573	1,248	1,812	84.5%
	介 護	27,774	26,482	24,493	23,767	
小 計		30,288	28,055	25,741	25,579	
訪問リハビリテーション	予 防	0	0	6	36	155.8%
	介 護	2,753	3,118	3,090	4,252	
小 計		2,753	3,118	3,096	4,288	
通所介護	予 防	40,451	41,484	39,055	38,843	103.0%
	介 護	160,049	178,061	173,728	167,756	
小 計		200,500	219,545	212,783	206,599	
通所リハビリテーション	予 防	20,856	22,109	21,127	20,463	102.6%
	介 護	55,413	58,010	54,777	57,765	
小 計		76,269	80,119	75,904	78,228	
福祉用具貸与	予 防	2,410	2,220	3,160	2,854	92.5%
	介 護	25,331	27,792	24,732	22,807	
小 計		27,741	30,012	27,892	25,661	
短期入所生活介護	予 防	789	120	783	994	95.9%
	介 護	60,007	63,366	56,536	57,295	
小 計		60,796	63,506	57,319	58,289	
短期入所老健介護	予 防	915	1,058	1,148	456	97.2%
	介 護	36,856	40,353	34,272	36,262	
小 計		37,771	41,411	35,420	36,718	
短期入所医療介護	予 防	0	0	0	0	—
	介 護	0	87	131	0	
小 計		0	87	131	0	
居宅療養管理指導	予 防	169	146	152	181	195.0%
	介 護	1,639	1,927	3,087	3,345	
小 計		1,808	2,073	3,239	3,526	
特定施設生活介護	予 防	4,219	9,904	12,128	8,639	176.2%
	介 護	46,704	78,158	74,177	81,065	
小 計		50,923	88,062	86,305	89,704	
居宅サービス計		567,546	637,778	606,451	604,709	106.5%
認知症対応型共同生活		60,151	60,215	55,390	58,448	97.2%
認知症対応型通所介護		0	529	2,421	3,372	—
小規模多機能居宅介護		—	—	—	9,134	—
地域密着型計		60,151	60,744	57,811	70,954	118.0%
居宅介護支援	予 防	9,194	9,450	9,599	9,863	107.3%
	介 護	64,849	72,314	70,794	69,314	
計		74,043	81,764	80,393	79,177	106.9%
居宅サービス費総計		701,740	780,286	744,655	754,840	107.6%
介護老人福祉施設		403,059	412,675	415,509	409,010	101.5%
介護老人保健施設		263,246	258,438	506,755	528,945	200.9%
介護療養型医療施設		259,210	250,773	57,004	30,824	11.9%
施設サービス費総計		925,515	921,886	979,268	968,779	104.7%
総合計		1,627,255	1,702,172	1,723,923	1,723,619	105.9%

※

平成23年度見込は、平成23年4月から平成24年1月までの集計を12ヶ月で按分した。

※平成23年度から、小規模多機能居宅介護が開始された。

※平成22年に療養型医療施設(1ヶ所)が老人保健施設に転換した。

◆今後の方向◆

①適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容
適正給付ができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険者として定期的な給付の点検を行います。</li><li>・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。</li></ul>
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス未利用者には指導を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の予防を行います。</li><li>・サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。</li></ul>



## (4) 介護保険事業の円滑な運営

### ◆現状と課題◆

- 介護保険の運営は、邑智郡総合事務組合を広域保険者として実施しています。第4期の邑智郡介護保険事業計画が決定されたところです。サービスの現状と評価、課題と目標設定は事業計画の中に策定され進められています。保険者として事業計画に基づき適切な運営が行われているかを確認することが必要です。
- 邑南町として介護保険事業の進捗状況等を把握・分析・評価を行い、今後の方向性を導いていく体制づくりをする必要があります。
- 生計困難者に対する対策として、「社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業」、「障害者ホームヘルプサービス等利用に係る介護保険利用者負担軽減事業」等があります。この制度は、邑南町の要綱により行われています。適切な制度の運用ができるよう定期的な情報交換し周知、徹底する必要があります。
- 介護保険制度が開始され十数年経ちますが、町民の制度理解はまだ不十分です。これから制度や利用方法などを繰り返し周知する必要があります。

### ◆今後の方向◆

#### ①介護保険事業の円滑な推進

項目	内容
事業の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。</li> <li>・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するため、町民が集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に応じた広報媒体を使い広報活動を行い制度の周知を図ります。</li> </ul>
生計困難者に対する対策の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。</li> <li>・個々の相談にも対応します。</li> </ul>

## (5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援

### ◆現状と課題◆

- 高齢者の多くが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることを望んでいます。また、楽しみや趣味を引き続きしたいと望んでいる人が要介護状態になってもその人らしく、生きがいのある生活を送ることができるように、地域社会全体で支えていくことが重要であり、今後ますます、地域の人材育成と地域福祉活動の推進が必要となってきます。
- 要介護状態になっても自宅で家族に囲まれての生活を続けていくためには、家庭での介護者の負担を考慮し、その軽減を図る支援が必要です。そのため、介護者を地域で支援していく体制を整える必要があります。

### ◆今後の方向◆

#### ①生きがい活動の支援

項目	内容
生きがい活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合に、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。</li> <li>・自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握し、住民と連携して体制づくりを推進していきます。</li> </ul>

#### ②家族・地域介護者支援体制の充実

項目	内容
家族の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。</li> </ul>
家族介護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。</li> </ul>
地域の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者介護の理解を深め、思いやりのある対応や、よりよい介護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材を養成していきます。また、そういった人たちの活躍の場を提供していきます。</li> </ul>

## 2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

### (1) 介護予防の推進

#### ◆現状と課題◆

○高齢者の増加に伴い、要介護状態になる人が増加していることから、要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者（以下「二次予防事業対象者」という）を対象にした介護予防事業が展開されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるように要介護状態になることを予防することが重要です。このためには「本人ができることはできる限り本人が行う」ことが基本になりますが、予防について理解が周知できていないのが現状です。また、介護予防には介護保険サービスとしての予防給付と地域支援事業がありますが、予防を必要とする二次予防事業対象者の情報収集を行い、適切なサービスを提供していく必要があります。

本町では高齢者人口の割合が非常に高いことから、二次予防事業対象者を早期発見する仕組みづくり、介護状態にならないための介護予防事業に参加しやすい体制づくりで重度化を防ぐことが必要です。

○高齢者が地域で切れ目のない予防サービスを利用できるよう取り組む機関として、新たに地域包括支援センター（以下「センター」という。）が設置されています。

センターとは地域支援事業を地域において一体的に実施する役割を担い、地域にある様々な社会資源を使って、高齢者の生活を支えていく総合的な拠点です。

今後、介護予防についても住民への周知や理解を徹底することはもちろんですが、二次予防事業対象者を早期発見し、心身の状態に合った支援ができるように、センターを核として地域の他機関（自治会・民生児童委員・医療機関・事業所等）とのネットワークづくりを行うことが必要です。

また、センターには運営協議会が設置されていることから、高齢者のニーズにあったセンターとしての活動を検証し機能の強化を図る必要があります。



◆今後の方向◆

①情報の提供・収集

項目	内容
介護予防推進の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。</li> </ul>
情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本チェックリスト・主治医・民生委員・保健師・本人・家族・近隣からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者（特定高齢者）・予防給付への適切な働きかけをします。</li> <li>・地域の他機関と情報提供をしあう環境づくりを構築します。</li> </ul>
介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、運動器機能低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題に対するアセスメントを行います。</li> <li>・二次予防事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。</li> <li>・提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。</li> <li>・保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。</li> </ul>
一貫した評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防マネジメント（生活状態・ニーズに合った介護計画）をし、「二次予防事業対象者」「新予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。</li> <li>・二次予防事業・予防給付を実施している関係機関との有機的な連携に努め、予防事業評価を実施します。</li> </ul>
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近で出かけやすい場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。</li> <li>・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。</li> <li>・各部署（福祉課・保健課・生涯学習課・社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービス提供します。</li> <li>・各地域のサービスについて、自治会単位で話し合いを行いその地域にあった形のサービス提供体制を整えます。</li> <li>・詳細な行動計画は、邑南町介護予防計画の中に記載します。</li> </ul>

### ②包括支援センターの機能充実

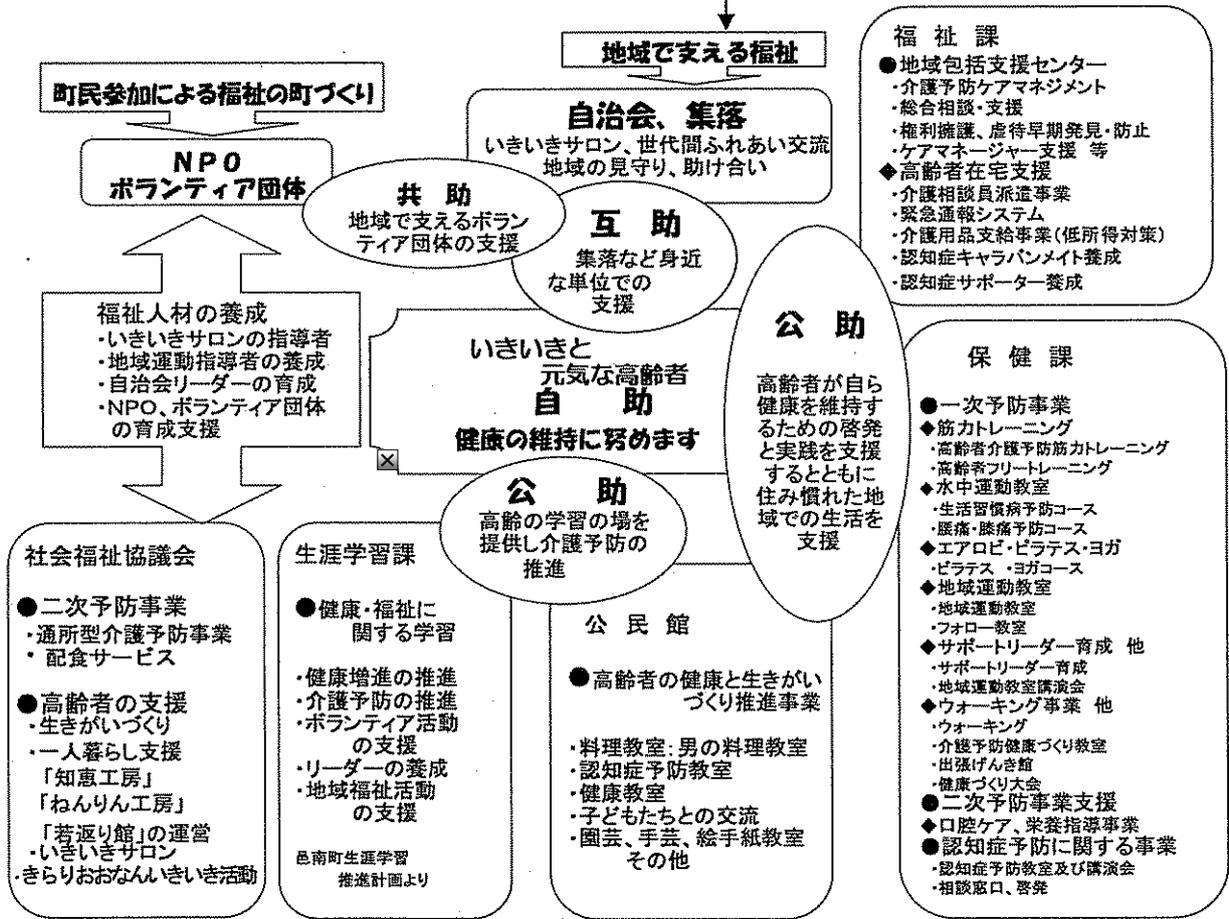
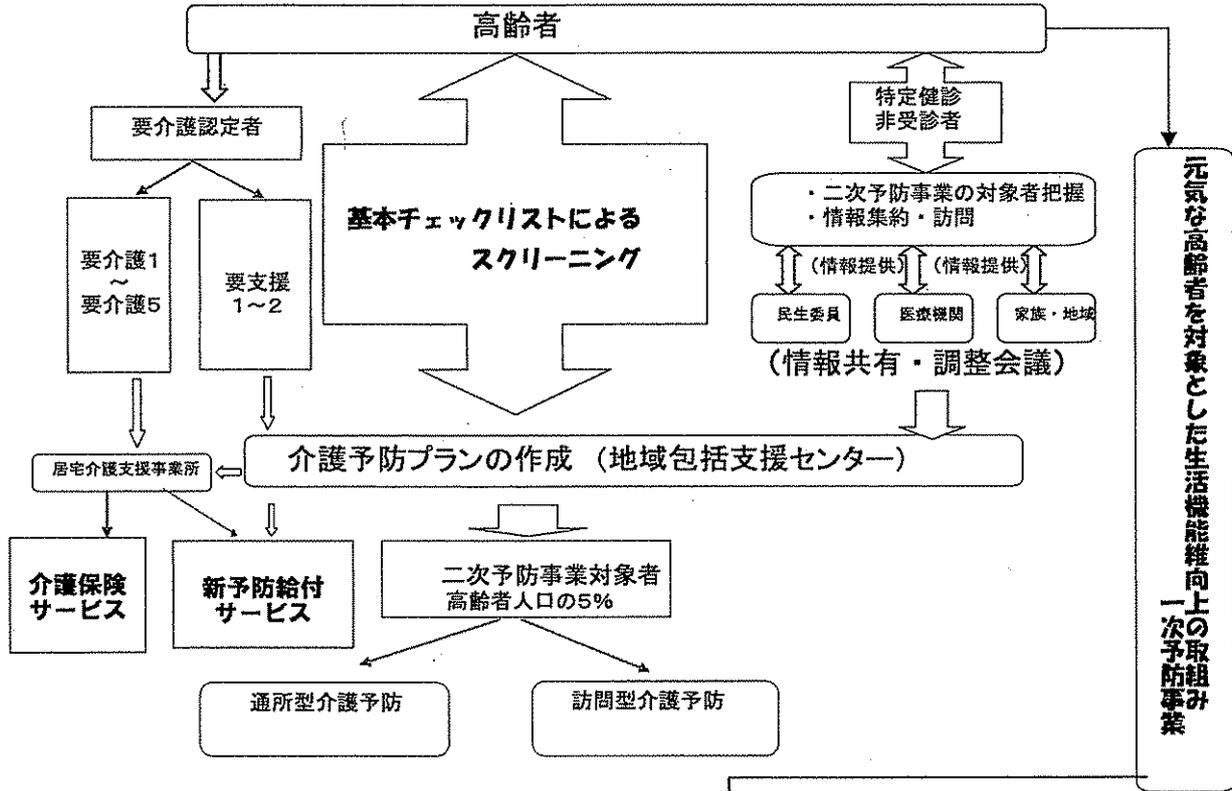
項目	内容
センターの周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援体制の実施をめざし、総合的なネットワークの構築・総合相談・権利擁護・包括継続的ケアマネジメントの支援・介護予防マネジメントを行います。</li> <li>・必要な人に適切なサービスが提供できる調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い適切なサービスを提供をします。</li> <li>・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。</li> <li>・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が求められます。</li> </ul>
地域包括支援センター運営協議会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であってほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、センターの運営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。</li> </ul>

### ③介護予防事業の評価の実施

項目	内容
介護予防事業の評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、要支援状態から要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価（アウトカム評価）、投入された資源量、事業量の評価（アウトプット評価）、事業実施過程に関する評価（プロセス評価）を実施します。</li> </ul>



# 邑南町の高齢者介護予防施策のイメージ



## (2) 地域の高齢者への総合的な支援

### ◆現状と課題◆

- 高齢者が安心して生活するためには、高齢者自身が必要な情報を取り入れ、様々な情報からサービスを選択することが望ましいといえますが、実際には難しいのが実態です。
  - そのため、必要な情報やサービスを提供することはもとより、高齢者の実態把握や情報収集により、ニーズに早期対応する窓口としてセンターが位置づけられています。
  - センターが行う業務としては、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、認知症高齢者等の権利擁護、高齢者虐待の早期発見・防止、介護支援専門員のネットワーク構築と困難事例に対する助言等と高齢者への総合的な支援を行います。
  - 今後さらに高齢者世帯の増加に伴い、1人暮らし世帯も多くなると考えられ、健康・介護不安だけでなく、安心して地域生活を送ることができるようサポート体制の強化が必要です。地域における健康づくりや交流促進のための活動や、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する必要があります。
- また、認知症等で判断能力の低下した高齢者の権利擁護、虐待・介護放棄高齢者自身の養護はもとより、虐待を行う側の介護者・家族の支援も必要といえます。
- このような様々なニーズや困難事例を抱えて日々活動をしている介護支援専門員やサービス事業者に対しても、問題を解決するためにセンターの積極的な協力体制が必要です。



◆今後の方向◆

①総合支援の体制

項目	内容
総合相談の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。</li> </ul>
高齢者が安心して生活できる支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。</li> <li>・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。</li> </ul>
自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域の資源を活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。</li> <li>・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。</li> </ul>
包括・継続した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援体制を整え生活全体を支えていくことをめざします。</li> </ul>

②介護支援専門員への支援（介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職）

項目	内容
介護支援専門員への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。</li> <li>・業務を円滑にすすめるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。</li> <li>・個別な困難事例を抱える介護支援専門員への助言・支援します。</li> </ul>

×